

77オープン型外貨定期預金商品概要

【はじめに】

1. 本商品は、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は解約ができない外貨建ての預金商品です。
2. 本商品は、外貨建ての預金商品であることから円預金にはない為替変動リスクがあり、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回る（元本割れする）場合があります。
3. 本確認書について、お申込前に十分にお読み頂き、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込頂きますようお願いいたします。

【特に、ご注意頂きたい事項】

- この外貨預金を日本円でお引出しになる場合には、為替相場の変動により、お引出し時のお受取り円貨額が変動いたしますので、為替相場がお預入れ時より円安になれば為替差益が発生し、反対に円高になれば**為替差損が発生し、元本割れとなる場合があります。**
- この外貨預金を日本円でお預入れまたはお引出しになる場合、原則として、お預入れ時にはその時点の当行所定の対顧客電信売相場（T T S）を、お引出し時にはその時点の当行所定の対顧客電信買相場（T T B）を為替相場として適用し、それぞれ円貨換算額が決定されます。この為替相場には手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円）がかかるため、為替相場に変動がない場合でも、T T SとT T Bの差（往復の手数料として1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）だけご負担が生じますので、**お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込み円貨額を下回る（元本割れする）場合があります。**
- お預入れまたはお引出し金額が1件あたり10万米ドル相当額以上の場合は、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用し、この場合、お預入れまたはお引出しの適用相場はそれぞれ公表の対顧客電信売相場（T T S）・対顧客電信買相場（T T B）とは必ずしも一致しません。
- 当行がやむを得ないものと認め中途解約をお受けし、当行に損害金が発生した場合、その損害金をご負担いただく場合があります。この損害金は、当行が中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達するコストであり中途解約時点の市場価格で計算するため、あらかじめお示しすることはできませんが、**損害金控除後の元利金がお預入れ時の元本金額を下回る（元本割れする）場合があります。**

【商号・住所】

株式会社 七十七銀行
宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

【商品内容】

1. 商品名	77オープン型外貨定期預金
2. 契約の概要	・あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は解約ができない外貨建ての預金商品です。 ・外貨建ての預金商品であることから円預金にはない為替変動リスクがあり、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回る（元本割れする）場合があります。 ・為替予約の取扱はできません。
3. 販売対象	個人および法人のお客様
4. 期間	・1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、満期日指定（ただし1ヵ月超1年未満） ・自動継続（元加式）の取扱いができます。 ※満期日が当行の休業日にあたる場合は、前営業日を満期日といたします。
5. 預入方法 (1) 預入形態 (2) 預入通貨 (3) 最低預入金額 (4) 預入単位	一括預入 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル 1千米ドル、1千ユーロ、1千オーストラリアドル 1セント
6. 預金保険	預金保険の対象外です。

7. 預入時為替相場	当行が公表する預入時の対顧客電信売相場（T T S）を適用します。 ただし、1件あたりの取引金額が10万米ドル相当額以上の場合は市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。											
8. 解約時為替相場	当行が公表する解約時の対顧客電信買相場（T T B）を適用します。 ただし、1件あたりの取引金額が10万米ドル相当額以上の場合は市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。											
9. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。											
10. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 適用金利は預入金額、預入期間により異なりますので、窓口でお問い合わせください。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1通貨単位とし、1年を365日として日割計算します。 											
11. 契約に関する課税方法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人のお客様</th> <th>法人のお客様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お 利 息</td> <td>利子所得として20%（国税15%、地方税5%）の分離課税が源泉徴収されます。（マル優の取扱いはできません。）</td> <td>総合課税として国税15%の税金が源泉分に課税されます。（源泉徴収税額は法人税納付時に税額控除されます。）</td> </tr> <tr> <td>為替差益</td> <td>雑所得として確定申告による総合課税となります。</td> <td rowspan="2">営業外損益として法人税確定申告の対象となります。</td> </tr> <tr> <td>為替差損</td> <td>黒字の雑所得から控除できます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取るお利息について、復興特別所得税が附加され、個人のお客様は20.315%、法人のお客様は15.315%が税金として源泉徴収されます。</p>		個人のお客様	法人のお客様	お 利 息	利子所得として20%（国税15%、地方税5%）の分離課税が源泉徴収されます。（マル優の取扱いはできません。）	総合課税として国税15%の税金が源泉分に課税されます。（源泉徴収税額は法人税納付時に税額控除されます。）	為替差益	雑所得として確定申告による総合課税となります。	営業外損益として法人税確定申告の対象となります。	為替差損	黒字の雑所得から控除できます。
	個人のお客様	法人のお客様										
お 利 息	利子所得として20%（国税15%、地方税5%）の分離課税が源泉徴収されます。（マル優の取扱いはできません。）	総合課税として国税15%の税金が源泉分に課税されます。（源泉徴収税額は法人税納付時に税額控除されます。）										
為替差益	雑所得として確定申告による総合課税となります。	営業外損益として法人税確定申告の対象となります。										
為替差損	黒字の雑所得から控除できます。											
12. 手数料	お預入れ・お引出し方法や通貨により手数料が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ※詳しくは裏面「77オープン型外貨定期預金お取引の際の手数料について」をご覧ください。											
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として中途解約はできません。 ・ 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合は、解約日における外貨普通預金利率により計算した利息とともに払戻します。 ・ 中途解約により当行に損害金が発生した場合、その損害金をご負担いただく場合があります。（元金金額50万米ドル、50万ユーロ、50万オーストラリアドル未満の場合は損害金をご負担いただく必要はございません） 											
14. リスクに関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本円でお引出しになる場合には、為替相場の変動により、お引出し時のお受取り円貨額が変動いたしますので、為替相場がお預入れ時より円安になれば為替差益が発生し、反対に円高になれば為替差損が発生し、元本割れとなる場合があります。 ・ 為替相場に変動がない場合でも、原則として、T T SとT T Bの差だけご負担が生じますので、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込み円貨額を下回る（元本割れする）場合があります。 ・ 中途解約による損害金については、当行が中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達するコストであり中途解約時点の市場価格で計算するため、あらかじめお示しすることはできませんが、損害金控除後の元利金がお預入れ時の元本金額を下回る（元本割れする）場合があります。 ※損害金の算出方法については、裏面をご覧ください。 											
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続を選択されない場合、満期日以後の利息は外貨普通預金利率により計算します。自動継続を選択された場合、継続日以後の利息は継続時の店頭表示利率を適用します。 ・ 口座開設店以外でのお預入れ、お引出しには制限があります。 ・ 外国通貨でのお引出しをご希望の場合は、幣種や金額によりすぐにご用意できない場合がございますので事前に口座開設店へご相談ください。 											
16. 付加できる特約等	ございません。											
17. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772											

【77オープン型外貨定期預金お取引の際の手数料について】

○お預入れのとき

お取引の種類	手数料
日本円からのお預入れ	適用相場に織込み済です。(為替相場はT T Sで換算します。) ※1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円の手数料を含みます。
外貨現金によるお預入れ	取扱手数料として1通貨単位につきCash Buyingレート（現金買相場）とT T Bとの差額（1米ドルにつき2円、1ユーロにつき6円、1オーストラリアドルにつき6円40銭）をご負担いただきます。 （最低手数料 1,500円）
他の外貨預金からの振替	取扱手数料はかかりません。
外国送金受取資金によるお預入れ	1. 取扱手数料として外貨金額の1/20% （最低手数料 1,500円） 2. 当行本支店からの受入れの場合、手数料はかかりません。 ※ただし、在日他行を経由した送金について、その銀行の所定の手数料をご負担いただく場合があります。
クリーン手形・小切手取立代り金によるお預入れ	1. 取扱手数料として外貨預金の1/20% （最低手数料 1,500円） 2. 郵便料 700円 3. 取立手数料 1,500円

・上記手数料には消費税は課税されません。

○お引出しのとき

お取引の種類	手数料
日本円でのお引出し	適用相場に織込み済です。(為替相場はT T Bで換算します。) ※1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円の手数料を含みます。
外貨現金でのお引出し	取扱手数料として1通貨単位につきCash Sellingレート（現金売相場）とT T Sとの差額（1米ドルにつき2円、1ユーロにつき6円、1オーストラリアドルにつき7円70銭）をご負担いただきます。 （最低手数料 1,500円）
他の外貨預金への振替	取扱手数料はかかりません。
外貨預金から引出した資金による外国送金の取組み	1. 取扱手数料として外貨金額の1/20% （最低手数料 1,500円） 2. 海外向電信送金の場合、送金手数料 4,000円 3. 国内他行あて電信送金の場合、送金手数料 3,000円 4. 当行本支店あて電信送金の場合、送金手数料 2,000円 ※上記のほか、支払銀行の手数料をお客様がご負担される場合には、コルレス手数料として2,500円が別途かかります。

・上記手数料には消費税は課税されません。

手数料は予告なく変更する場合がございます。詳しくは窓口でお問い合わせください。

【中途解約に伴う損害金についてのご注意事項】

- 満期日前の中途解約は原則できません。ただし、当行がやむを得ないものと認め中途解約をお受けした場合、中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を当行が新たに調達する必要があります。その場合、中途解約時点の市場価格で計算された再調達コストを、損害金としてお客様にご負担いただきます。
- ※ 再調達コストは「為替相場」「満期日までの残存期間」「市場金利」等の組合せによって変動し、算出にあたっては中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申し込み時点で損害金をお示しすることはできません。
- ※ 中途解約による損害金の金額が経過利息を上回る場合には、損害金控除後の元利金が当初お預け入れの元本金額を下回る（元本割れする）可能性があります。

〈中途解約による損害金発生時のイメージ図〉

経過利息 (10千米ドル)		損害金 (▲ 20千米ドル)		元本割れ (10千米ドル)
		外貨資金の再調達コスト		
元本 (当初お預入金額) 1,000千米ドル				残金 (損害金控除後元利金) 990千米ドル

注1. 税金等は考慮しておりません。

注2. 金額はあくまで例示であり、実際の損害金の上限を示すものではありません。金額は中途解約時点での市場環境により異なります。